

芸術の秋

第15回 春日部市美術展覧会(市展)

問い合わせ/社会教育課(内線4816)



市民の皆さんが心を込めて制作した、日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真の作品を展示しますのでぜひお越しください。

とき 11/16(火)～21(日) 10:00～19:00
(21日は16:00まで)

ところ ふれあいキューブ

WEB市展

入賞および入選作品は、遊学WEBに12月上旬から掲載予定です。オンラインでもお楽しみください。

※詳しくは市WEB・遊学WEBをご覧ください

英語検定料を助成します

問い合わせ/学務課(☎763-2447)

学校教育における英語力の向上を図る取り組みとして、実用英語技能検定(英検)の団体検定料を助成します。

申し込み期間や試験日など、詳しくは市WEBを確認してください。

対象者

- ①市内公立中学校・義務教育学校に在籍する中学3年生・義務教育学校9年生
- ②市に住民登録があり、私立中学校などに在籍する中学3年生

対象となる検定

令和3年度第3回の英検で、1級～4級

助成額

上限額4,800円。1人につき、年度内1回(検定料が上限額以下の場合は実費分)

※書店・塾などを通じて申し込んだ場合、助成対象にはなりません

英検申し込み

- ①の生徒は各学校(1級、準1級の受験者は学務課)、②の生徒は学務課へ

助成申請

- ②の生徒が在籍校で団体受験した場合は、学務課へ助成申請が必要

不法投棄は重大な犯罪です

問い合わせ/リサイクル推進課(内線7735)

不法投棄は、法律違反で5年以下の懲役もしくは1千万円以下(法人は3億円以下)の罰金、その両方、または他の法令により罰せられます。



土地の所有者は適正な管理を

不法投棄した者が不明の場合、土地の所有者の責任でごみ処理が必要です。不法投棄禁止看板が必要な場合は、リサイクル推進課へ連絡してください。

不法投棄を発見したら

市内の不法投棄件数は、この5年で1,122件から888件に約2割減りましたが、いまだにありません(同課での対応実績数)。

不法投棄物を発見したら同課、または県廃棄物不法投棄110番(☎0120-530-384)へ、不法投棄行為を発見したら春日部警察署生活安全課(☎734-0110)へ連絡してください。

※不法投棄者に接触するのは危険なので絶対に避けてください

水道管の漏水調査をしています

問い合わせ/施設管理課(内線4308)

漏水の早期発見のため、調査への協力をお願いします。

期間…令和4年3月中旬まで

対象…市内全域。水道本管および水道本管からメーターまでの水道管(受水槽などが設置してある場合は、道路に最も近い止水栓まで)

調査方法…調査員が専門機器などで水道管の漏水音を調べます。敷地に立ち入り、水道メーターや止水栓のふたを開けて調べることもあります

※調査員は市水道部発行の身分証明書を携帯しています

暴力団に負けない明るい街をつくりましょう

問い合わせ/交通防犯課(内線2827)

暴力団が恐れているもの、それは、あなたの暴力団を恐れない勇気です。一人一人の力で暴力団に負けない明るい街をつくりましょう。



暴力団追放!「三ない運動+1」

- ▶暴力団を「利用しない」
- ▶暴力団を「恐れない」
- ▶暴力団に「金を出さない」
- ▶暴力団と「交際しない」(+1)

暴力団などからの不当要求行為への備え

組織一丸となって対応することが何よりも大切です。次の準備をしておきましょう。

- ▶事業所などのトップ自らが、「不当な要求には絶対応じない」という基本方針と姿勢を示す
- ▶対応責任者、対応マニュアルなどを定めておく
- ▶暴力団排除条項を契約書や約款などに導入しておく
- ▶警察や暴力団追放運動推進センター(暴追センター)、弁護士などとの連携を保ち、事案の発生に備えておく

11/9(火)～15(月)は秋季全国火災予防運動

「おうち時間 家族で点検 火の始末」

防火ポスター展

市内の小学4年～6年生・中学生による防火ポスター入賞作品の展示を行います。

とき 11/9(火)～15(月)

ところ イトーヨーカドー春日部店1階

住宅用火災警報器の設置

消防法により全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されています。万が一火災が発生しても住宅用火災警報器が正しく設置されていれば、いち早く火災の発生を知らせて被害が最小限にとどまり、命が助かるかもしれません。

適切に設置し、火災の早期発見や逃げ遅れによる犠牲を防ぎましょう。

※消防職員および消防団員が商品のあっせん・販売や金銭を要求することはありません。悪質な訪問販売には注意しましょう



火災が発生しやすい季節を迎えます。一人一人が火災予防の意識を高めることで火災の発生を防止し、尊い命と財産を守りましょう。

問い合わせ/予防課(内線4528)

住宅用火災警報器の維持管理

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで感知できなくなることがあります。

定期的にチェックし、常に正常に使えるようにしましょう。



住宅用火災警報器が鳴ったら

万が一火災が発生した場合は、周囲に大声で知らせ避難しましょう。また、119番通報をするとともに、可能であれば初期消火をしましょう。

火災でないことが明らかであれば、警報音停止ボタンを押すか引きひもを引く、または室内の換気をするると警報音は止まります。